

医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業

「診療所等賃上げ支援事業」関係 取扱（厚生労働省から各都道府県への周知事項）
（令和8年3月18日 三重県医療政策課）

1 賃金改善の実施時期について

3月までに賃金改善を実施することを原則としつつ、やむを得ない場合（賃金が翌月払い、システム改修や給与データ入力に間に合わない等の対外的な理由は医療機関側で整理していただく）は、以下の実施による場合も、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれることと整理されました。

- 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年3月までの最大4ヶ月分の一時金の支給と4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の支給
- 4月以降（原則6月まで）、昨年12月から本年5月までのベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ分・新設分の差額支給

2 6月1日以降の賃上げ水準との接続について

賃上げ支援の給付金額は一律であり、職員数が少ない医療機関では、1名あたりの賃金水準の引き上げ額が高くなり、6月1日から維持することが難しいというご意見に対しては以下のとおりです。

- 給付額のうち、3月末までに支払える最大4ヶ月分の一時金にウェイトを寄せ、4～5月の賃金水準の引き上げ額を現実的なものとする方法があります。

なお、仮に6月1日以降に賃金水準を維持できなかった場合であっても、QA第1版（令和8年2月27日）の問23で、「受診患者数等の影響で維持できなかった場合、今般の給付額を賃金改善に充てていれば、返還は不要」とされています。

3 賃上げの対象職員の範囲や賃上げ水準について

賃上げ支援事業における対象職員の範囲や賃上げ水準は、給付金の範囲内で、医療機関において決定することができます。

なお、賃上げ支援の対象者は、実施要綱上「対象医療機関の開設者と労働契約を締結している者」とありますが、専従者給与（個人事業主のもとで働く家族に対して支払われる給与）が支給されている者も対象となります。（当該者はベースアップ評価料の対象にもなっています。）

4 賃上げ支援事業と6月以降のベースアップ評価料について

「賃上げ支援事業」と「診療報酬のベースアップ評価料」は、制度は別ですが、どちらも支援事業による賃上げ前の給与水準を基準としてベースアップすることを目的としたものです。

つまり、令和7年12月から令和8年5月までを賃上げ支援事業により措置し、令和8年6月以降を診療報酬（ベースアップ評価料）により措置することになります。

「賃上げ支援事業」による賃上げ後の給与水準と比較して、さらに令和8年6月の診療報酬改定においてベースアップしなければならないものではありません。

5 賞与への充当について

令和7年12月に支給した賞与の上乗せ分に充てる場合(例年の賞与額に上乗せ支給)は、当該上乗せ分を「一時金」や「特別手当」と整理したうえで、令和7年12月～本年3月の間の賃金改善(12月の賞与上乗せ分もこれに含めていただく)と、本年4～5月のベースアップまたは毎月決まって支払われる手当の引き上げ・新設を実施するのであれば、賃上げ支援事業の対象となる「賃金改善」に含まれます。

6 令和7年3月末と比較して2.0%を超えて賃金改善している場合について

令和7年3月末と比較して2.0%を超えて賃金改善している場合は、上回っている部分を令和7年12月～令和8年5月の間の最大6ヶ月間充当できる特例措置がありますが、この場合、残額が生じれば、更なる賃金改善が求められます。

その残額については、本年4～5月のベースアップのみに充てる場合も含めて、何らかの賃金改善に充てられていることであれば差し支えないものとして扱われます。

※令和7年4月以降に開設した医療機関等につきましては、この要件については対象外となります。

7 令和7年12月1日以降に開設した医療機関について

賃金改善の基準月(令和7年11月)が無い場合の考え方は以下のとおりです。

○令和7年12月1日に開設した医療機関の場合、例えば、開設時点の賃金水準と比較して、月額●万円の一時金を最大4ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額●万円のベア等を実施するという方法が考えられます。

○令和8年2月1日に開設した医療機関の場合も、同様に月額●万円の一時金を最大2ヶ月分として3月に支給し、4～5月は月額●万円のベア等を実施するという方法が考えられます。

8 QA第1版の問20「なお、届出期限の前月に新規開設したことにより給与の支払実績がない場合は翌月中のベースアップ評価料の届出が行えないこととなりますが、その場合については、翌月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出することで要件を満たすものとして取扱います。」について

例えば、令和8年2月に開設した施設について、2月中に給与の支払実績がない場合は、3月にベースアップ評価料を届け出ることにはできませんので、4月1日にベースアップ評価料を届け出た上で、その事実を証する書類を別途提出すれば、要件を満たすものとして取り扱うことが可能です。